

## 会 議 録

会議の名称	白岡市介護保険等運営協議会第2回会議
開催日	令和4年3月14日（月）
開催時間	午後1時30分 から 午後2時00分
開催場所	白岡市役所4階 特別大会議室
会長の氏名	増田 政史
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	北村 秀和      本木 桃子      伊藤 昌美      井上 みゆき      吉田 英雄 稲垣 操      寺井 堅一      増田 政史      齋藤 恵生  9人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	中村 由美子      小森谷 清      小野 克己      浅野 悦子  4人
説明員の職・氏名	高齢介護課主査介護保険管理担当 関根 啓之
事務局職員 の職・指名	健康福祉部長 神田 信行 高齢介護課長 中山 美佐子 高齢介護課主幹 吉田 恭久 高齢介護課主幹地域支援担当 早津 敦 高齢介護課主査介護認定給付担当 米田 澄恵 高齢介護課主査介護保険管理担当 関根 啓之 高齢介護課主任介護保険管理担当 清水 一貴
その他 会議出席者 の職・指名	
会議次第	1 開 会 2 挨拶 3 議 題 (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の公募について (2) 地域密着型サービス事業者の指定に係る同意及び指定について (3) その他 4 閉 会
配布資料	・ 白岡市介護保険等運営協議会第2回会議次第 ・ 資料番号1 令和4年度白岡市地域密着型サービス事業者公募要領（案） ・ 資料番号2-1 地域密着型サービス事業者の指定について ・ 資料番号2-2 地域密着型サービス事業者の指定に係る同意及び指定について ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
課長	<p>会議出席者に対し謝意を述べ、開会を宣す。 続いて会長より挨拶を願う。</p>
会長	<p>会議出席者に対し謝意を述べ、挨拶を行う。</p>
課長	<p>続いて、委員の出席状況について、出席委員は9名で、白岡市介護保険条例第20条第2項の規定による委員の過半数に達しており、本日の会議成立を報告する。 続いて、資料の確認を行う。 議事進行について、介護保険条例第20条第1項規定により、会長に議長の職を行うよう願う。</p>
会長（議長）	<p>議事を進行する旨宣する。</p> <p><b>(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の公募について</b></p>
議長	<p>本日の議題「(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の公募について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>資料番号1の「令和4年度白岡市地域密着型サービス事業者公募要領（案）」に基づき説明をする。</p>
議長	<p>質疑がないか、委員に諮る。</p>
A委員	<p>事業計画書提出書類に、様式8「整備に伴う地元説明会の経緯」があるが、反対意見についてそれほど気にする必要はないと思う。関西の方では、地元への説明又は同意書を添付する必要はないということをあえて打ち出しているところもある。そのため、様式8を無くしてしまうか、「地元説明会の状況等」等、タイトルを変更して地元説明会開催のハードルを下げた方が良いと思う。</p>
事務局	<p>様式8の「整備に伴う地元説明会の経緯」は、同意書の意味合いではなく、地元にて丁寧に説明していただいたうえで、計画していただきたいという趣旨で添付いただくものである。地元説明会という言葉を使っているが、形式を細かく問うているものではないので、場合によっては個別の訪問やポスティングも考えられる。タイトルについては、より良いものがないか検討したいと思う。</p> <p><b>(2) 地域密着型サービス事業者の指定に係る同意及び指定について</b></p>
議長	<p>次に、「(2) 地域密着型サービス事業者の指定に係る同意及び指定について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。</p>
事務局	<p>資料番号2-1の「地域密着型サービス事業者の指定について」、資料番号2-2の「地域密着型サービス事業者の指定に係る同意及び指定について」に基づき説明をする。</p>

様式第3号（第10条関係）

議長	質疑がないか、委員に諮る。
A委員	通所介護事業所は、国の方針で定員が18名以下の場合は無理やり地域密着にされた経緯であったと思う。事業所の経営のことや、白岡市の人口がそれほど多くないことを鑑みて、白岡市に近い市町村等については、あまり拒まずに利用してよいとした方が市民にとってメリットが大きいと思う。
事務局	原則地域密着型サービスは、市民のみが利用できるサービスではあるが、市としてやむを得ないと判断した場合には、地域密着型サービス利用の同意又は同意依頼をする。ただし、同意依頼をする場合にあっては、相手方の同意があつて利用可能となるものなので、御理解いただきたい。
議長	(3) その他 次に、「(3) その他」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。
事務局	次回の運営協議会の予定及び会議の報酬支払いについて説明をする。
議長	質疑がないか、委員に諮る。  (質疑なし)
議長	議事全体終了の旨を述べ、委員の協力に対し謝し、議長を降る。
課長	円滑な議事進行に謝し、会長に閉会の挨拶を求める。
会長	挨拶をする。
課長	閉会を宣した。
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和      年      月      日</p>	